

平成 24 年（ワ）第 49 号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社、国

## 準備書面 52

### 被告九州電力準備書面 18 への反論（放射性物質拡散抑制対策）

2017(平成 29)年 12 月 13 日

佐賀地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板井 優



弁護士 河西 龍太郎



弁護士 東島 浩幸



弁護士 植島 敏雅



弁護士 池上 遊



## 第1 はじめに

原告らは、福島第一原発事故での放射性物質の拡散による被害を踏まえ、被告九州電力の放射性物質拡散抑制対策のうち、放水砲等による放水やシルトフェンス等による海洋への拡散抑制が対策として不十分であることを主張した（準備書面43）。

これに対し、被告九州電力は、準備書面18第3第5項（同書面26頁以下）で審査書を引用して対策が十分であることを主張、立証するのみである。審査書では、原子力規制委員会での審査の概要が説明されているのみで、対策が現実に実効的に講じられるのかは明らかに立証されていない。

以上の被告九州電力の主張・立証では、福島第一原発事故で実際に生じたような放射性物質の放出による災害が万が一にも起こらないと言うことはできない。

したがって、被告九州電力による本件原発の再稼働は原告らの人格権を侵害する危険性がある。

以下、詳述する。

## 第2 放水による放射性物質の拡散抑制対策についての不備

### 1 被告九州電力の主張

被告九州電力は、「原子炉格納容器又は燃料取扱棟などに放水するための移動式大容量ポンプ車及び放水砲等の配備」をしていると主張する。そして、放水砲により原子炉格納容器頂部から水を噴霧し、放射性プルームに含まれる微粒子状の放射性物質に衝突させ水滴に捕集、水滴とともに落下させることにより、放射性物質の拡散を抑制する、と述べている（被告九州電力準備書面18・26頁以下）。

### 2 被告九州電力の主張によつても不備が明らかであること

#### (1) 福島第一原発事故により放出した放射性物質の大半を取り逃がすこと

この点、福島第一原発事故により放出した放射性物質の総量は、2012(平成24)

年 5 月 24 日時点での報告であるが、希ガス約 500 ペタベクレル（1 ペタベクレル=1000 テラベクレル）、ヨウ素 131 約 500 ペタベクレル、セシウム 134 約 10 ペタベクレル、セシウム 137 約 10 ペタベクレル、INES 評価<sup>1</sup>（ヨウ素換算値）で約 900 ペタベクレルと膨大な量に上る（甲 A54 号証）。そして、希ガスについては、上記甲 A54 号証の表によれば、IRSN（フランス放射線防護原子力安全研究所）の推計では、希ガスの放出量は 2000 ペタベクレルとされている。また、チェルノブイリ原発事故では 6500 ペタベクレルの希ガスが放出されている。

これに対し、被告九州電力が放水砲により拡散を抑制しようとしているのは、「微粒子状の放射性物質」であるから、希ガスはすべて取り逃がすことになる。

したがって、上記対策では、放射性物質の拡散抑制対策として意味を成さないことが明らかであるばかりか、被告九州電力が福島第一原発事故の教訓など考えたこともないことがこの一事からも明らかとなるのである。

## (2) 上記対策を講じることができることについての立証がないこと

被告九州電力は、放水砲により原子炉格納容器頂部から水を噴霧し、放射性プルームに含まれる微粒子状の放射性物質に衝突させると主張するが、そのようなことが可能なのかどうかについては立証がない。

この点、一般に、放射性プルームとは、気体状の放射性物質が大気中を雲のような塊となって流れる現象のことを言うとされるが、「雲」そのものではない単なる放射性物質の一団であって、においや色が付いているわけではない。

したがって、被告九州電力が一体どのようにして放射性プルームに含まれる微粒子状の放射性物質に衝突させることができるというのか不明と言うほかない。

また、被告九州電力は、原子炉格納容器の破損箇所が確認できる場合にはそ

---

<sup>1</sup> INES 評価は、他機関との比較のため I-131 と Cs-137 のみを対象として計算されている（甲 A54 号証の表の注 3 参照）。

の破損箇所に向けて噴射ノズルを調整し、破損箇所が不明な場合には原子炉格納容器頂部に噴射ノズルを調整し噴霧する、とも主張する。

しかし、結局、格納容器や原子炉建屋の破損箇所を確認してから、噴射ノズルを人力で調整することになるのであるから、すでに放射性プルームが去った後に放水をするような事態となって、やはり対策としては意味がないというべきである。

そもそも、そのような手動式の装置の調整を破損した格納容器に近接した高線量の被ばく環境下で行うというのは、労働安全衛生法令上の問題も生じかねず、現実的でない。

### 3 以上のとおり、放水による放射性物質の拡散抑制対策ひとつ取っても、被告九州電力の講じる対策に不備があることは明らかである

結局、原子力規制委員会における審査は、申請者である電力会社と規制者である政府の間の儀式に形骸化てしまっているのである。

すなわち、原子力規制委員会は、格納容器破損を想定してそのときも放射性物質の拡散を止める「回答」を電力会社に提出させ、回答に「不可能」と書くわけにはいかない電力会社は、こうすれば成功するという「答案」を提出せざるを得なくなる。審査する原子力規制委員会も、最終的には再稼働に向けて合格としなければならないから、だまされたふりをする。その種の妥協が既存の原発を再稼働させるために至るところで行われたのである。

放水による放射性物質拡散抑制対策は、かかる形骸化した審査がされた結果、机上の空論としての対策がお墨付きを得ている典型事例とみるべきである。

以上